

意見書

平成24年3月19日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かふしきがいしや
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄
連絡先 経営戦略グループ
電話番号
電子メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案	意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p>	<p>「(イ) NGNにおける公正競争環境を確保するため、GC接続類似機能、ラインシェアリング、分岐単位接続等を行うべきかという論点(意見18)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>分岐単位接続料制度には、以下の2点において解決し難い大きな問題があり、公正な競争環境を歪めるものと考えているため、その導入に断固反対いたします。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましても、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。</p>

検証結果案	意見
<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>ア 指定要件に関する検証</p>	<p>「(ア) 第二種指定電気通信設備規制の対象について、全ての携帯電話事業者を対象とすべき、上位3社のモバイル事業者を対象とすべき、市場シェア40%~50%の事業者を対象とすべきとの指摘(意見26、27、28)について」「(イ) 二種指定設備制度は市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築すべき。また、第二種指定設備を設置する電気通信事業者の指定に当たっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要との指摘(意見29)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。</p> <p>具体的には、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入することが必要です。</p> <p>また、禁止行為規制の適用基準を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すべきであります。特に、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、当該モバイル事業者に対し、自グループ内の固定通信事業者(もしくは自社内の固定通信事業部門)と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。</p>

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証</p>	<p>「(ウ) NTT東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、全業務委託先子会社等を監督対象に含める、もしくは禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘(意見35)について」</p> <p>「ドコモショップ又は家電量販店等を通じたNTTグループ商品の一体的な販売活動は禁止行為規制を潜脱する行為であることから、委託会社・販売代理店においてもNTTグループ各社に課せられている規制が遵守されるべきとの指摘(意見36、37)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>業務委託会社や販売代理店を通じてであっても、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が一体的に活動することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> <p>また、「業務委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、これまでの県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>加えて、次の点を踏まえると、資本関係があるか否かや、電気通信事業者か否かに関わらず、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿に課せられている規制は、全ての業務委託会社や販売代理店においても遵守されるべきと考えます。</p> <p>◇行為規制は、事業者の業務を規制するものであるため、当該業務を事業者自らが実施しようと、委託された他の事業者が実施しようと、同じ規制が課せられるべき</p> <p>◇例えば、個人情報保護法において、事業者が個人情報を取扱う業務を委託等する場合には、当該業務委託会社に対する管理監督義務が課せられている</p> <p>そのため、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿において、全ての業務委託会社や販売代理店に対して自社に課せられている規制を遵守させるといった管理監督義務がある旨、明確化することが最低限必要と考えます。</p> <p>さらには、本事案を完全に排除するために、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が同一会社に業務を委託等することを禁止することも検討すべきと考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証</p>	<p>「(オ) 「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」等を通じた実質的なグループ内の排他的業務が行われていることから、NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルール導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見38)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>既に情報通信市場全体において強い市場支配力を持つNTTグループにおいては、指定電気通信設備制度等の規制を形式的にはクリアしつつも、実質的には、持株体制の下、再編の意図に反したNTTグループの一体化が加速しています。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>このように進展しつつあるグループドミナンスの問題は、情報通信市場の独占化や寡占化を招くものであり、競争政策において非常に重要かつ深刻な問題であります。</p> <p>そのため、NTTグループは当然のことながら、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」への適用も念頭に、総合的な市場支配力に着目した規制の導入等、より包括的な規制制度を早期に検討・導入すべきと考えます。</p> <hr/> <p>「(カ) NTTファイナンスによる「おまとめキャッシュバック」はNTTグループ各社の実質的なセット販売であり公正競争を阻害する。NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見40)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>本年2月2日付けで、NTT持株殿及びNTTファイナンス株式会社殿が発表した、NTT東西殿、NTTドコモ殿、並びにNTTコミュニケーションズ殿の料金の請求・回収業務の統合については、同2月15日付け66事業者・団体にて提出した要望書、並びに同3月13日付け74事業者・団体にて提出した意見申出書のとおり、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT法の趣旨に反する行為であると考えます。</p> <p>そのため、喫緊の対応として、早々の調査と本施策の実施延期や見直しを含む指導を検討頂くとともに、オープンな場において今後の公正競争確保の観点から十分な調査審議を行い、必要な措置を講じて頂くことを要望いたします。</p> <p>少なくとも、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為(NTTグループサービスのセット販売やポイント等の特典制度等)がなされないよう厳正に措置頂くことが必要と考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件に関する検証</p>	<p>「(イ) 活用業務制度は日本電信電話株式会社等に関する法律やNTT再編成の本来の目的と齟齬をきたすため直ちに廃止すべきとの指摘(意見43)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>これまでの活用業務によるNTT東西殿のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を歪め、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。</p> <p>また、事業者間競争が促進されることを前提に、利用者利便性の向上に配慮して、例外的に導入されたはずの活用業務が、当たり前のように利用されている状況にあります。</p> <p>NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、過去認められた活用業務による影響等を分析・評価したうえで、活用業務制度の廃止に向けて本質的な議論を行うことが不可欠と考えております。</p> <p>しかしながら、過去認められた活用業務による影響等を分析・評価することなく、新たな活用業務全てが認められ続け、また、活用業務制度自体についても、認可制から事前届出制へと見直す契機となった「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を含め、公の場において一度も本質的な検証・検討が行われなまま、現在に至っております。</p> <p>そのため、活用業務制度自体について、次の取組みの早期実施を強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇活用業務による情報通信市場への影響等について精緻に分析・評価すること ◇活用業務制度自体について本質的な検証・検討を行うこと <p>また、上記取組みに並行して、事前届出制のもとでNTT東西殿の業務範囲拡大が更に進み、独占回帰に繋がることのないよう、本年1月24日付け23事業者にて提出した要望書のとおり、活用業務に係る手続きについて透明性・客観性を一層向上頂くとともに、NTT東西殿自身による上位レイヤー進出等に歯止めをかけて頂くことを、要望いたします。</p>

以 上